

被告準備書面(3)の概要

2018年6月29日
供託金違憲訴訟弁護団

- 1 平成4年に供託金額が300万円に引き上げられた理由
 - (1) 「ミニ政党」と泡沫候補が濫立している状況があったから
 - 昭和57年公選法改正
 - ⇒昭和58年参議院選挙から全国区の比例代表制が導入
 - ⇒候補者10人以上の要件を満たすため、多数の候補者を擁立して政党名を名乗る「ミニ政党」が多数登場
 - 参議院・比例代表選挙の候補者数
 - 昭和58年 17政党・191名 ←全国区比例代表制導入前
 - 昭和61年 27政党・243名 ←全国区比例代表制導入後
 - 平成元年 40政党・385名
 - 平成4年 38政党・330名 ←供託金額引上げ前
 - ⇒「ミニ政党」と泡沫候補が濫立している状況があった
 - 平成7年 23政党・181名 ←供託金額引上げ後
 - 平成10年 14政党・158名
 - 平成4年の国会で、泡沫候補の濫立と物価の上昇を理由に1.5倍の引上げとした
 - (2) 選挙公営費用の増大を抑える必要があったから
 - 昭和58年の参議院選挙から、「ミニ政党」の候補者濫立により、掲示板や選挙公報ページの増加 ⇒選挙公営費用が増大
 - 「ミニ政党」の数合わせの候補者が掲示板にポスターを貼らず費用の無駄が問題視された
- 2 供託金額の引上げは泡沫候補が濫立してからでは遅い
⇒泡沫候補の濫立の「おそれ」があれば引き上げてよい
- 3 諸外国の選挙供託金制度との比較は不適當である
⇒選挙制度は、小選挙区制か比例代表制か、立候補が個人か政党か、選挙公営制度がどの程度充実しているか等、様々な要素によって成り立つから、単純に選挙供託金制度のみを比較することは不適當
- 4 日本の比例代表制の供託金額が高額なのは、掲示できるポスターの数など多くの選挙運動手段を得ることを目的として名簿登載者を濫立するのを防ぐため
- 5 選挙供託金制度を採用するか、一定数の署名提出を採用するかは憲法47条の枠内の問題である
※憲法47条
「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」